

総務政策委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 3 月 14 日
開 会 時 刻	午前 10 時 35 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 38 分
出 席 委 員 名	◎岡田善行 ○大西要一 川口 浩 久保 真
	鈴木豊司 西山則夫 浜口和久
	品川幸久 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画 税条例の一部改正（案）について
説 明 員	総務部長、総務部参事、課税課長、その他関係参与

協議経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」、当局から説明を受け、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時35分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」であります。

議事の進め方については、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について】

◎岡田善行委員長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

総務部長。

●西山総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして総務政策委員協議会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議をお願いする案件でございますが、ただいま委員長から御案内がございましたとおりでございます。

詳細につきましては、担当から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎岡田善行委員長

課税課長。

●山口課税課長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」につきまして、御手元の資料に基づきまして御説明申し上げます。

改正事項でございますが、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の延長でございます。

これは、環境性能等の優れた軽自動車を取得した翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆる種別割のグリーン化特例につきまして、適用期限を現行、令和4年度取得分までを令和7年度取得分までと改正をいたしまして、3年延長するものでございます。

ただし、2030年度燃費基準70%達成車で、営業用の乗用車は、令和6年度取得分まででございます。

また、このほかに条項移動の整備等、法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございます。

以上が伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正案の概要でございます。

これは現在、国会にて審議中の地方税法の一部を改正する法律案に基づき、4月1日から施行となるものにつきまして、一部改正案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただくものでございます。

以上、地方税法の一部改正に伴います伊勢市市税条例等の一部改正につきまして御説明いたしました。

よろしく御願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時38分